

平成30年4月の経営事項審査の改正に伴う 四日市港管理組合工事発注に係る格付けの取扱い

平成30年4月1日から経営事項審査の審査基準が改正されることに伴い、平成30年度並びに平成31年度の四日市港管理組合建設工事発注に係る格付けにおける取扱いを、下記のとおりとします。

記

- (1) 平成30年4月以降の新経審導入に伴う再審査の結果を、平成30年度の格付けには反映しません。
- (2) 平成30年4月以降の新経審導入に伴う再審査の受審を、平成31年度の格付けとして義務付けはしません。(任意受審)
旧経審基準による審査結果も、平成31年度の格付けにおける有効な経営事項審査結果とします。

平成30年度格付け：審査基準日（H28.10.1～H29.9.30）

平成31年度格付け：審査基準日（H29.10.1～H30.9.30）

(参考)

経営事項審査制度改正による再審査申立

申し立て期間：平成30年4月1日から平成30年7月29日まで

経営事項審査の再審査申立については、それぞれの許可行政庁にお問い合わせください。

事務担当：四日市港管理組合経営企画部総務課

TEL 059-366-7009

掲示期間：平成30年7月29日まで